

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外 昭和三十一年三月十三日

○第二十四回 衆議院会議録第二十一号

昭和三十一年三月十三日(火曜日)

議事日程 第十九号

昭和三十一年三月十三日

午後一時開議

一 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

- 第一 臨時教育制度審議会設置法案(内閣提出)
- 第二 外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)

●本日の会議に付した案件

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明及びこれに対する質疑

日程第一 臨時教育制度審議会設置法案(内閣提出)

昭和三十一年三月十三日 衆議院会議録第二十一号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案外一案についての清瀬國務大臣の趣旨説明

日程第二 外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
労働保険審査官及び労働保険審査会法案(内閣提出)

午後二時五十四分開議
○議長(森谷秀次君) これより会議を開きます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律案(内閣提出)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(森谷秀次君) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律案及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の施行に伴う関係法律の整理に関する法律案の趣旨の説明を求めます。文部大臣清瀬一郎君。

〔國務大臣清瀬一郎君登壇〕

○國務大臣(清瀬一郎君) 今回政府から提出いたしました地方教育行政の組織及び運営に関する法律案について、提案の趣旨を御説明申し上げます。

この法案は、現在の教育委員会制度を改正いたしますと同時に、地方公共団体における教育行政の組織、運営に諸種の改善を加えようとするものであります。御承知のごとく、地方公共団体における教育事務は、その一部を除

きまして、教育委員会が担当しているのでございます。この教育委員会は、まず昭和二十三年の秋、都道府県、五大市及び若干の市町村に設置され、昭和二十五年の秋、若干の市に設置された後、昭和二十七年秋に至って、全国すべての市町村に置かれることになったのであります。いわゆる六・三制の実施、教科内容の改善、社会教育の振興等に漸次その成果をあげて参りました。しかしながら、教育委員制度は、占領下、早急の間に、他の諸施策とともに採用、実施せられた制度でありまして、さらに検討を加えなければならぬ問題が多岐にわたっております。昭和二十七年、全国市町村に教育委員会が設置せられた後も、教育委員会制度に対する改正意見が、公けの機関やその他の機関または団体からいろいろと述べられて参りました。政府は、かねてより、これら諸種の見解を慎重に研究いたし、教育委員会の実情をいろいろと検討をいたして参りましたが、この際現行の制度を再検討すべきであると考えまして、現行制度のとるべきものはやはりこれをとるべき事項を付加いたしまして、新たな立法を行うことになりました。

この法律案を提出いたしますについては特に考慮を払った重点が二つございまして、第一は、地方公共団体における教育行政と一般行政との調和を進めること、教育の政治的中立と教育行政の安定を確保すること、これを目標といたしたのであります。わが国の教育は、地方公共団体の努力に負うことがきわめて多いのであります。すなわち、国立及び私立の学校を除いて、小中学校の義務教育はもとより、高等学校、幼稚園、さらに大学に至るまで、市町村や都道府県の手によつて維持、運営されておるのであります。また、青少年教育、婦人教育を初め、各級の社会教育も、それらの地方公共団体の手によつて推進されているのであります。従つて、わが国の教育の振興をはかりますためには、これらの地方団体における教育行政の運営が中正かつ円滑に行われることが必要でございます。知事や市町村長は、申すまでもなく、民主的な公選による機関であります。本来、独任制でありますから、教育のごとく中立を要求せられる事務につきましては、別に合議機関をもつて事務を担当せしめる必要がございます。しかし、すでに述べましたごとく、教育の振興のため、わけても義務教育の普及をはかりましたために、教育に関する事務の相当の部分を市町村が担当しているものであります。学校その他の教育施設の整備だけではなく、学校の運営を管理、助成し、教職員指導に努め、社会教育の振興をはかる上には、

この市町村に期待するところ大いなるものがござります。その上、町村合併の進展の結果、市町村の行政能力は強化されようとしてゐるのでありますから、この法律案は、都道府県のみならず、すべての市町村に合議体の執行機関として教育委員会を存置することといたしました。

なお、従来の運営の実際にかんがみて、その組織及び権限に必要な改正を加えたのであります。すなわち、委員の選任方法は、直接公選の制度を改め、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命すること等の措置を講ずるとともに、教育委員会と知事や市町村長との間の権限に調整を加えることとしたのであります。すなわち、いわゆる予算案、条例案の二本立制度を廃止し、またとともに、教育財産の取得及び処分権限、教育事務にかかる契約の締結の権限、収入または支出の命令の権限を知事や市町村長に移すこととしたして、両者の関係を調整し、地方公共団体における教育行政の円滑な運営と、その振興をはかりたい所存であります。

第二に、この法案の重点といたします点は、国、都道府県、市町村一体としての教育行政制度を確立しようという点であります。わが国の教育は、前にも述べました通り、都道府県、市町村の個々の地方団体の努力に負うてゐるのであります。それらは決して

個々独自のものではなく、全体として国の教育を構成すべきものでありますから、ますます国の教育としての必要水準を保持するものであることの必要であることは言うまでもありません。さらに、また、各都道府県ごとに府県内の教育運営の調整がはからなければならないことも、もちろんであります。この点を考慮いたしまして、現行の教育委員会法が、個々の地方団体ごとの教育事務の処理を強調しているにとどまるのに対して、この法案では次のごとく是正いたしておるのであります。すなわち、小中学校の教職員等の人事権を都道府県の教育委員会が行使することとしたのであります。これは、一つには、これらの教職員の適正な配置と人事の交流を促進するということを考慮したものであります。さらに、給与の負担団体と任命権者の属する団体とを一致させることとしたものであります。

御承知の通り、教育委員会が市町村に設置されてから、都道府県内の教職員の適正配置に支障が生じたことは、広く各方面から指摘されたところであり、このことは、市町村の設置する学校でありまして、個々の市町村ごとに人事を管理することが無理であることの証左であります。また、現在都道府県が小中学校の教職員の給与を負担いたしておりますことも、市町村の担当する義務教育等の振興をはかる上に都道府県の協力が必要である

ことを物語っているものであります。今回、小中学校等の教職員の任命権を都道府県委員会に担当させようとすることは、これらの学校の運営を円滑に行う趣旨にはかなりありません。しかしながら、都道府県の教育委員会が単独でこの任命権を行使いたすことは事実上困難でございますので、市町村の教育委員会の内申を待つて行ふこととしたすとともに、市町村立学校における教育は当該市町村の事業であること、これらの教職員は当該市町村に属する職員であることとすることからして、市町村の教育委員会は、これらの教職員の職務の監督を行い、その職務の遂行の適正を期すべきものとしておるのであります。

このほか、文部大臣及び教育委員会相互の間の関係を次のように考えておるのでござります。現行制度のもとにおきましては、文部大臣や都道府県委員会、都道府県または市町村に対して技術的な指導、助言または勧告の範囲を越えることはできないこととされているのであります。このような現状を改めるため、文部大臣や都道府県教育委員会の積極的な指導的地位を明らかにいたしますとともに、文部大臣は、教育委員会や地方公共団体の長の事務処理に法令違反等の事由がある場合には、必要な是正措置を要求して、教育行政の適正な運営を確保いたしたい所存であります。また、教育長の任

命につきまして、文部大臣なり都道府県の教育委員会の承認を要することといたしたゆえんのものは、教育委員会における教育長の地位に照らし、これにより教育行政の国、都道府県、市町村一体としての運営を期したいと考えたからにはかなりません。

以上が、この法案の基本的な考え方となつてゐるものであります。

なお、最後に、五大市に對する特例と、この法律の施行期日について簡単に付言をいたします。

五大市に對しましては、この法律で教職員の人事権を大幅に法定委任いたしました。それが、それは、五大市の規模と能力にかんがみ、実情に即せようとする意図に出たものであります。また、現行制度からの移行を円滑ならしめるため、本法の施行期日を本年十月一日といたしました。

ただいま地方教育行政の組織及び運営に關する法律案の提案理由とその趣旨を御説明いたしましたのであります。同法案によつて、教育委員会の委員の選任方法は公選制によらず、任命制に改められ、市町村立学校の教職員の任命権は都道府県の教育委員会に属せしめられることとなり、さらに、教育長の選任方法に変更が加えられるほか、教育財産の取得及び処分を地方公共団体の長が行ふものとする。文部大臣及び教育委員会相互の関係を明らかにし、指導機能を強化するとともに、

文部大臣の教育に對する責任を明確にすること等の措置がとられることになり、また、これに關連して、多数の關係法律との調整をはかる必要が生ずるのでござります。ここにそれら所定の規定を取りまゝとて、この法律案を提出した次第であります。

以上、簡単にござりますが、この法案の提案理由を御説明申し上げます。

何とぞ、地方教育行政の組織及び運営に關する法律案とあわせて、慎重御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に關する法律案(内閣提出)及び地方教育行政の組織及び運営に關する法律の施行に伴う關係法律の整理に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質駁

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に對し、質駁の報告がござります。これを許します。山崎始男君。

〔山崎始男君登壇〕

○山崎始男君 私は、日本社会党を代表し、本日提案になりました地方教育行政の組織及び運営に關する法律案につき、内閣総理大臣その他關係閣僚に對し質問を行いたいと存じます。

〔拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

質問の要点を六つにわけ、第一点は総理大臣にお尋ねいたします。このた

た、この法律の施行期日について簡単に付言をいたします。

五大市に對しましては、この法律で教職員の人事権を大幅に法定委任いたしました。それが、それは、五大市の規模と能力にかんがみ、実情に即せようとする意図に出たものであります。また、現行制度からの移行を円滑ならしめるため、本法の施行期日を本年十月一日といたしました。

ただいま地方教育行政の組織及び運営に關する法律案の提案理由とその趣旨を御説明いたしましたのであります。同法案によつて、教育委員会の委員の選任方法は公選制によらず、任命制に改められ、市町村立学校の教職員の任命権は都道府県の教育委員会に属せしめられることとなり、さらに、教育長の選任方法に変更が加えられるほか、教育財産の取得及び処分を地方公共団体の長が行ふものとする。文部大臣及び教育委員会相互の関係を明らかにし、指導機能を強化するとともに、

文部大臣の教育に對する責任を明確にすること等の措置がとられることになり、また、これに關連して、多数の關係法律との調整をはかる必要が生ずるのでござります。ここにそれら所定の規定を取りまゝとて、この法律案を提出した次第であります。

以上、簡単にござりますが、この法案の提案理由を御説明申し上げます。

何とぞ、地方教育行政の組織及び運営に關する法律案とあわせて、慎重御審議の上、すみやかに御賛同賜わらんことをお願い申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に關する法律案(内閣提出)及び地方教育行政の組織及び運営に關する法律の施行に伴う關係法律の整理に關する法律案(内閣提出)の趣旨説明に對する質駁

○議長(益谷秀次君) ただいまの趣旨の説明に對し、質駁の報告がござります。これを許します。山崎始男君。

〔山崎始男君登壇〕

○山崎始男君 私は、日本社会党を代表し、本日提案になりました地方教育行政の組織及び運営に關する法律案につき、内閣総理大臣その他關係閣僚に對し質問を行いたいと存じます。

〔拍手〕

〔議長退席、副議長着席〕

質問の要点を六つにわけ、第一点は総理大臣にお尋ねいたします。このた

た、この法律の施行期日について簡単に付言をいたします。

五大市に對しましては、この法律で教職員の人事権を大幅に法定委任いたしました。それが、それは、五大市の規模と能力にかんがみ、実情に即せようとする意図に出たものであります。また、現行制度からの移行を円滑ならしめるため、本法の施行期日を本年十月一日といたしました。

ただいま地方教育行政の組織及び運営に關する法律案の提案理由とその趣旨を御説明いたしましたのであります。同法案によつて、教育委員会の委員の選任方法は公選制によらず、任命制に改められ、市町村立学校の教職員の任命権は都道府県の教育委員会に属せしめられることとなり、さらに、教育長の選任方法に変更が加えられるほか、教育財産の取得及び処分を地方公共団体の長が行ふものとする。文部大臣及び教育委員会相互の関係を明らかにし、指導機能を強化するとともに、

びの法律案に対し何人もが奇異に感ずる点は、昭和二十三年七月、現行教育委員会制度が制定されました、その制定当時の精神がほとんど削除されておりますが、一体何の目的でかくのごとく現行教育委員会法の基本的精神を取りのけたのか、その目的がはなはだ不明確であるという点でございませぬ。すなわち、現行教育委員会は、教育が不当な支配に服しないこと、国民全体に対し直接に責任を負うこと及び各地方の実情に即した教育を行うこと、すなわち地方分権、この三大目的を更に明確に打ち出しておつたのであります。しかるに、このたびの法律案は、この根本目的が全く影をひそめ、適切な教育とか、教育の安定とか、まことに抽象的な表現に変わつており、その裏面には、中正とか安定とかいう名のもとにおいて教育行政の中央集権化を意図していることは、見のがすことができません。すなわち、自由なる教育委員会制度の名前だけは残してありますが、中身をけつそり取り去り、単なる自由教育制度の無形文化財化をはかつておるのでございませぬ。

第三点は、原案送付権について文部大臣並びに自治庁長官にお尋ねいたします。このたびの法律では、教育委員会から原案送付権を剝奪しておるのであります。そのもと一般行政と教育行政とを分離独立いたしましたことは、教育が不当な支配に屈することなく、教育の中立性を保つための最も大切な要点であることは申し上げるまでもございませぬ。(拍手)教育委員会が原案送付権を持つておつたそのことこそが自主性の根幹であつたといわねばなりません。しかるに、今回この原案送付権を剝奪して、単に具申をする権限だけにとどめておつたことは、教育の中立と自主の精神を侵害するものといわねばなりません。(拍手)この原案送付権を剝奪したことは、昔は地方公共団体の長が教育行政権をも掌握しておつたその権限をいま一度握りたいという単なる感情と、時あたかも地方財政窮乏の折柄、教育委員会制度は金がかかつて困るといふ世論を巻き起し、地方財政再建整備の美名に隠れ、この原案送付権を剝奪したといわれておりますが、その真相はいかがですか。(拍手)

第四点は、文部大臣にお尋ねいたします。このたびの法律案は、文部大臣の権限を集中して、官僚支配の教育制度を打ち立てる内容があらゆる条文に示されておりますことは、まことに驚くべきものといわねばなりません。特に、文部大臣が都道府県教育委員会の措置要求をすることができるよう改正されたことは、その最たる点と思ひます。すなわち、地方公共団体の長または教育委員会の事務の管理及び執行のあらゆる面に対し、文部大臣は総理大臣と相談さえすれば、いかなる措置もすることができるよう改められておりますが、この点は明らかに地方自治法第二百四十六條の規定に抵触するものと思ひますが、いかがですか。また、教育に対する国の責任を明確にするという美名に隠れて、かくのごとく中央政府の権限強化を新たに設定し、

しかも、都道府県の教育長は文部大臣の承認を必要とし、地方教育委員会の教育長は地方公共団体の長が任命したところの教育委員の中より選任するがごとき、果して厳肅なる教育の中立性を確保することができずでありませぬか。

第二点も、総理大臣にお尋ねいたします。教育委員の公選制を廃しておるのであります。この点は憲法第九十三條第二項に抵触すると思ひますが、いかがですか。すなわち、憲法第九十三條に對しては、従来、学説的には、固定説と移動説の二つの解釈がありまして、おそらく、政府は移動説によつて憲法違反ではないと答弁されるかも知りませんが、私がお尋ねいたしました点は、移動説でも固定説でもございませぬ。すなわち、住民の直接選挙を規定いたしましたこの憲法の第九十三條第二項には、「法律の定めるその他の吏員」という言葉が使つてあります。今日わが国でこの字句に該当する公選吏員は教育委員だけであつて、他に該当する吏員は一人もおりませぬ。すなわち、このたび任命制に切りかえたならば、憲法に規定されながら実体がないうる奇妙な現実が起つて参ります。憲法に示されながら、直接公選の吏員が一人もいなくなるというところは、憲法を空文にすることであり、明らかに憲法違反だと断定せなければなりません。(拍手)もし憲法違反でないと言ふならば、憲法第九十三條第二項から「法律の定めるその他の吏員」という字句を取り去らなければならぬと思ひます。が、いかがですか。

第五点、文部大臣にお尋ねいたします。今回の法律案は教育制度の革命ともいふべき重大なる内容を持つていて、いかかわらず、教育の根幹に関する諸問題として臨時教育制度審議会を設置する法律案を出しながら、何ゆえその審議会の成立まで待てないのですか。何がゆえに急がねばならないのですか。(拍手)また、全国の教育委員が、この法案通過の際は総辭職する機運が濃化されておるが、もし、かかる事態が惹起されたならば、わが国の教育行政は一大混乱を来たすことは論を待ちませぬ。この責任は当然文部大臣が負ふべきものと思ひますが、その際文部大臣は辭職する決意があるかどうか、あわせて明確なる答弁を願ひます。(拍手)

最後に、総理大臣にお尋ねいたします。かくのごとき悪法を提案された動機には、他に何らかの国際的あるいは国内的な政治背景があるのではないかと、最近の点でございませぬ。願ひますれば、最近のわが国の教育行政ぐらゐ、時の政府の御都合によつて、あるときは右、あるときは左に、あたかも、あめ玉をねじるがごと

の教育制度を採用し、果して円滑なる教育の遂行ができると思われませぬか、お尋ねいたします。

第二点も、総理大臣にお尋ねいたします。教育委員の公選制を廃しておるのであります。この点は憲法第九十三條第二項に抵触すると思ひますが、いかがですか。すなわち、憲法第九十三條に對しては、従来、学説的には、固定説と移動説の二つの解釈がありまして、おそらく、政府は移動説によつて憲法違反ではないと答弁されるかも知りませんが、私がお尋ねいたしました点は、移動説でも固定説でもございませぬ。すなわち、住民の直接選挙を規定いたしましたこの憲法の第九十三條第二項には、「法律の定めるその他の吏員」という言葉が使つてあります。今日わが国でこの字句に該当する公選吏員は教育委員だけであつて、他に該当する吏員は一人もおりませぬ。すなわち、このたび任命制に切りかえたならば、憲法に規定されながら実体がないうる奇妙な現実が起つて参ります。憲法に示されながら、直接公選の吏員が一人もいなくなるというところは、憲法を空文にすることであり、明らかに憲法違反だと断定せなければなりません。(拍手)もし憲法違反でないと言ふならば、憲法第九十三條第二項から「法律の定めるその他の吏員」という字句を取り去らなければならぬと思ひます。が、いかがですか。

そのもと、教育委員会と地方公共団体の長が、同じ地方分権の共同の利害の中で目先の権限争いをしていられるうちに、いざれ近い将来、今度は、地方公共団体の長の権限が、知事の官選その他の法律によつて、また剝奪される日

がこないか、だれが断言できますか。(拍手)鵜飼の争いは漁夫の利となるという愚かさば、お互いにやめた方がよろしい。いざれにしても、この重要な権限を失つた教育委員会は、単なる事務局にすぎませぬ。こんな教育委員会に、政府は一体何をやらせようと考えておるのですか。俗に申す、抱いて寝もせず、いとまもくれず、へビのなま殺しにするようなことをせずに、こんな教育委員会ならば、いつそのこと、やめてしまわれたいかがでございませぬか。(拍手)

最後に、総理大臣にお尋ねいたします。かくのごとき悪法を提案された動機には、他に何らかの国際的あるいは国内的な政治背景があるのではないかと、最近の点でございませぬ。願ひますれば、最近のわが国の教育行政ぐらゐ、時の政府の御都合によつて、あるときは右、あるときは左に、あたかも、あめ玉をねじるがごと

官報(号外)

く、ゆがめられたことではないのでござい
ます。現行教育委員会制度にして
も、発足後わずか数年ならずして、また
また昔の教育に返さんとするがごと
果して良識ある政治家のたるべき態
度でありましょうか。鳩山内閣は再軍
備のための憲法改正を一大政治目標と
しておられますが、今回の法律も、
近々提出されんとする小選挙区制度の
法律案とともに、再軍備、憲法改正に
関連するところの七つ道具の一つでは
ないかと断定せざるを得ないのであり
ます。(拍手)すなわち、再軍備をする
ためには、自由なる教育制度にしま
なる。月給や退職金を目当にするよ
うな兵隊では役に立たない、今のうち
に教育制度を切りかえて、国家に対す
る忠誠を教育の内容及せなければなら
ない。すなわち、再軍備、憲法改正へ
の隙の形に従うところの法律案ではな
いかと、国民は強い疑問を抱いておる
のであります。(拍手)

私は、この際、声を大にして、鳩山
首相の決意を伺いたい。かつては文部
大臣として、かつ、日本における教育
一家の代表的鳩山家が、あなたの代に
なって、教育百年の大計を誤まり、後
世史家のもの笑いの種になることを、
何ゆえ強行されるのでありますか。
(拍手)戦いに敗れた最大の原因は、過
去の教育が、政治権力の前にひれ伏し
て、あしたに平家を迎え、ゆずるに源
氏を送り出したためであることを、い

ま一度思い出していただきたい。政治
には保守の原理は認められても、教育
においては進歩の原理しか認められま
せん。平和と自由、自由と平和、これ
こそ、今後の日本の新しい愛国心であ
り、新しい道徳でなければなりません。
おのれの身を殺してまで教育の自
由を守った森有礼のごとき閣僚は、今
の鳩山内閣にはだれ一人おられないの
ですか、今からでもおそくない。日本を
救うために、かかる悪法を撤回される
御意思はあややしや、御答弁をお願
いたします。(拍手)

○國務大臣鳩山一郎君登壇 山崎君の御
質問にお答えをいたします。

第一の御質問は、目的があいまいで
あるという御質問でありました。この
法律案を提出いたしました目的は、先
刻文部大臣が申しました通りに、地方
公共団体における教育行政と一般行政
との調和を進めるとともに、教育の政
治的中立を教育行政に確保いたし
まして、国と道府県、市町村が有機的
に連携いたしました教育行政を行おう
とするためでございます。このこと
は、わが国の現状にかながみまして、
緊要な問題と考えております。
第二に、九十三条に違反するかどうか
か、違反するのではないかと、御質
問でございます。憲法九十三条は、
地方公共団体の長及びその議会の議員
は住民の直接選挙による旨を明記して

おりませんが、その他につきましては法
律に譲つていたのであります。教育
委員の選任方法を任命制に切りかえま
しても、決して九十三条に違反するも
のではないと思ひます。
最後に、この法律案が再軍備と関係
があるやうな御質問でありました
が、そういうやうなことは絶対にあ
り得ません。教育及び教育行政の立場に
立つて検討いたしました、地方公共団
体における教育行政の組織及び運営の
基本を確立しようとするものでありま
して、決してそんなものではないと思
ひます。撤回の意思に毛頭ございま
せん。(拍手)

○國務大臣清瀬一郎君登壇

第三には、何ゆえ臨時審議会に諮らな
かったかということでございます。そ
れは、実際的には、本年の十月に、日
本全国を通じて教育委員会の選挙がご
ざいます。そこで新たに日本中に一つ
の選挙をやって、組織を立ててから後
に変更することは、国民においても御
迷惑でございます。それゆえに、われ
われは、党内においても慎重に検討の
上、この案を作りました。しかしなが
ら、中央教育審議会には、昭和二十八
年度に、すでに一ぺん諮問いたして、
答申は得ております。御了承をお願い
いたします。(拍手)

進し、地方公共団体と熱意をもつて一
致して教育に努力するといふ重大な使
命でございます。(拍手)

○國務大臣太田正孝君登壇

地方行政、財政についての教育委員
会の関係でございます。原案送付
権、二重予算権を廃止いたしましたの
は、地方行政、財政全体の総合統一と、
行政委員会の独自性との関係を調整す
るにるのでございます。従いまし
て、教育本来の権限には、地方自治団
体の長は何ら関与いたしません。ま
た、教育関係の予算作成につきましては
は、ただいま文部大臣から申されまし
たる通り、地方自治団体の長は教育委
員会の意見を開き、十分協議すること
になっております。他の行政委員会と
同様、円満なる協調を期待してゐる次
第であります。

地方財政につきましては私の最も愛
えるところでございますが、御質問の
ごとく、地方財政再建の問題とは、本
問題は直接の関係がございません。お
答えいたします。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて質
疑は終了いたしました。

日程第一 臨時教育制度審議会設
置法案(内閣提出)

○副議長(杉山元治郎君) 日程第一、
臨時教育制度審議会設置法案を議題と
いたします。委員長の報告を求めま
す。内閣委員長山本象吉君。

臨時教育制度審議会設置法案
臨時教育制度審議会設置法案
(設置)

第一条 内閣に、臨時教育制度審議
会(以下「審議会」といふ)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、内閣の諮問に應じ、教育に関する現行制度に検討を加え、教育制度及びこれに関連する制度に関する緊急な重要政策を総合的に調査審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員四十人以上で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、内閣が任命する。

- 一 国会議員 十人
 - 二 学識経験のある者 三十人
 - 3 委員は、非常勤とする。
- (会長及び副会長)
- 第四条 審議会に、会長及び副会長各一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。
- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第五条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

(幹事) 第六条 審議会に、幹事を置く。2 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(部会) 第七条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。2 部会所属の委員、専門委員及び幹事は、会長が指名する。3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によつてこれを定める。

(資料の提出等の要求) 第八条 審議会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(主任の大臣) 第九条 審議会に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(委任規定) 第十条 この法律に定めるものは、か、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、昭和三十一年四月一日から施行する。2 この法律は、昭和三十三年三月三十一日までの期間内で政令で定める日に廃止されるものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔山本象吉君登壇〕

○山本象吉君 ただいま議題となりました臨時教育制度審議会設置法案につきましては、内閣委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。戦後における教育制度の改革は、教育の発展に少からぬ役割を果したのであります。占領下の特殊な状態のもとに急速に行われたものであるため、実情に即さない点も少なくなく、その改善すべき点については緊急に根本的な再検討を加える必要があるとして、本案の提出となった次第であります。

その内容を簡単に御説明申し上げますと、内閣の諮問機関として、教育の制度及びこれに関連する制度を国政全般の立場から総合的に調査審議するため、内閣に臨時教育制度審議会を設けようとするものであります。審議会は、国会議員十名及び学識経験者三十名、合計四十名以内の委員をもって組織することとし、委員は内閣が任命することといたしております。また、調査会の調査審議を完全にするため、関係各行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳等、必要な協力を求めることができるといたしております。

出、意見の開陳等、必要な協力を求めることができることといたしております。なお、この審議会は二年以内でその任務を終了する予定でありますので、昭和三十三年三月末日までの間、政令で定める日に廃止することといたしております。

〔西村力弥君登壇〕

○西村力弥君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました臨時教育制度審議会設置法案に対し、反対の討論を行おうとするものであります。

政府は、口を開けば押しつけられた占領政策の行き過ぎを是正するのだと、民族的感情のごく低俗な部分をくすぐって、憲法改悪のための憲法調査会法案の通過をはかり、教育制度及びその内容を極端に逆行させて時の権力の統制のもとに置こうとする臨時教育制度審議会設置法案を、今衆議院を通過させようとしているのであります。かくのごとく、押しつけられた占領政策の是正を、おのれの名分として立てるならば、なぜ法律の制定の余裕も全く与えられずに押しつけられた自衛隊の廃止をこそ、まっ先に打ち出さないのであろうか。(拍手)しかも、日本の現状がMSAによってかんじがらみに縛られているのだというのを、なぜ国民に十分に知らせようとしらないの

代表して細田委員より、本案に対し反対の意見が述べられ、採決の結果、多数をもって原案の通り可決すべきものと決した次第であります。(拍手)以上、御報告申し上げます。(拍手) ○副議長(杉山元治郎君) 討論の通告があります。これを許します。西村力弥君。

〔西村力弥君登壇〕

○西村力弥君 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました臨時教育制度審議会設置法案に対し、反対の討論を行おうとするものであります。

政府は、口を開けば押しつけられた占領政策の行き過ぎを是正するのだと、民族的感情のごく低俗な部分をくすぐって、憲法改悪のための憲法調査会法案の通過をはかり、教育制度及びその内容を極端に逆行させて時の権力の統制のもとに置こうとする臨時教育制度審議会設置法案を、今衆議院を通過させようとしているのであります。かくのごとく、押しつけられた占領政策の是正を、おのれの名分として立てるならば、なぜ法律の制定の余裕も全く与えられずに押しつけられた自衛隊の廃止をこそ、まっ先に打ち出さないのであろうか。(拍手)しかも、日本の現状がMSAによってかんじがらみに縛られているのだというのを、なぜ国民に十分に知らせようとしらないの

官報(号外)

か、私は、このような政府の欺瞞的態度を強く糾弾しなければならぬのであります。

すべて、法規範の改正、特に憲法あるいは教育基本法等の改正は、日本国のよって立つ意思を今新しく創成しなければならぬという環境条件が完全に成熟しているか、またはこれらの法律の存在が日本国の民主的発展に重大な極端となり、一刻もこれをゆるがせにすることは許されないという積極的理由に支えられなければならないのであります。しかしながら、政府の説明によつて、この点の証明は何一つ見出し得なかつたばかりか、逆に、われわれの感得したものは、くすれ行く支配勢力の自己保存のための焦燥であり、権威主義、事大主義を骨髄とする古い世代の郷愁の押し売りであり、新しい世代に対する反逆と挑戦であるという印象のみであります。

わが国の教育の理念も、その制度も、日本国憲法の全体から導き出されていることは、論を待たないところであります。よつて、すでに憲法の性格を一変しようとして出た政府は、その意図が国民の承認を得るかいなかの帰結を待つて後、初めて教育制度の根本に改革の手を伸ばすべきが事の順序として当然のことでありませう。しかるに、この当然の主張は、委員会において、多数の力で、審議不足のまま押しつぶされてしまつたのであります。か

のごとく憲法改正と教育制度の改正を同時並行的に審議しようとする政府の不法なる無定見さには、全くあきれざるを得ないのであります。

しこうして、一方において、政府は、当然この審議会に付せらるべき重要性を持つておる教育の基本に触れる教育委員会に関する法律の改正及び教科書法案を、今国会において成立せしめようとたくらんでおるのであります。国民全体に対して直接に責任を負う建前になっておる教育委員会を政府の文政に従属せしめようとする法の改正及び教育内容を国家統制しようとする第一着手である教科書法案を臨教審の諮問に付しようともせずして、一体何をこの臨教審に諮問しようとするのであるか。われわれはこの真意をそんたくするのに苦しんだのであります。審議を進めるに従つて、おそろしいねらいがそこにあることを知り得たのであります。(拍手)それは自民党の緊急文教政策である。第一には、天皇絶対主義を基礎とする愛国心の涵養、第二には、教育に対する中央政府の監督権限の強化、第三には、大学自治を破壊する大学制度の改正等の三項目を、形式的にこの審議会を通過させて、その露骨な反動性を正当のヴェールによつて包もうとする意図であることを知り得たのであります。

政府は、教育に関連する全般にわたつて総合的に検討を行い、誤まりのない結論を求めるのだと称しているが、この設置法の内容をつぶさに検討すれば、あまりにもそのずさんさに驚かざるを得ないのであります。ずさんと申すよりは、意識して審議会の形骸化をはかつたものと申さざるを得ないのであります。審議会の委員は、国會議員十人、学識経験のある者三十人となつておるのであります。学識経験者の選任は内閣の一存にまかせられておられ、しかも、その任期は二年以内となつておるのであるから、政府の好まぬ異質分子の更迭も、これまた政府の意のままとなつておるのであります。しかも、専門事項の調査に当る専門委員も、事務担当幹事も非常勤であり、また、予算上、会議の開催は年六回しか見込み得ないのであるから、審議は全く形式的にならざるを得ないのであります。結局するところ、政府の手によつて作成された原案が、民主的手続を経た結論であるという擬装を施して、そのまま審議会の答申として出されてしまふことは必定であります。

私は、ここで、審議会の結論となるであろう自民党の緊急文教政策について、若干の批判を行わなければならないと思つておるのであります。

第一に、天皇絶対主義を根基とする愛国心の涵養、徳目の押しつけによる道義の高揚等は、全く時代錯誤もはなはだしいものであります。それは、人類普通の原理たる主権在民の否定に通ずるものであり、人間の尊厳をますます高めようとする近代精神の後退を意味するものであります。また、徳目の羅列、押しつけの教育では、社会秩序に合致し、これを発展させ得る全人的な育成は絶対に望み得ないものなのであります。真実の愛国心と高い道義を求めようとするならば、まずこの議場から卑俗な野次を一掃すべきであります。(拍手)ひな壇に居並ぶ大臣諸公及び議席にある保守党の多くは、戦争と敗戦に対する自己反省を——この際、謙遜に、しかも強く反省すべきであると思つておられます。(拍手)また、目下各学校の受験期に當つておるのであります。が、いたいけな青少年がなめさせられておる試験地獄の苦行が、他を押しつけて自己一身の保全をはかるためのものであるという悲しむべき現状を改めて、この苦勞が完全に国家目的に一致するという苦勞に切りかえられ

る措置が緊急に必要なのであります。また、誤まつた社会悪の暗い谷間にうごめいておる青少年に対しては、いたづらにその非を責め、観念的な徳目の押しつけをやつたり、大声で叱咤を加えるよりも、いち早くその谷間を埋めてやつて、これらの青少年を人並みの高さにまで引き上げてやる政治こそ望まれるのであります。社会秩序の行われる経済政策なり雇用拡大なりこそ先決であり、人間の教育が合理性を根幹として貫かれなければならないのであります。

次に、教育に対する政府の監督権の強化についてであります。この道はいつか来た道であつて、いやというほど、われわれが痛めつけられた、おそろしい道であります。文部大臣の教育に対する熱情は、学問の自由を阻害するものを除去するために、義務教育無償の原則の充実のために、教育の機会均等の実現のためにこそ、惜しみなくささげらるべきものであります。

大学制度の改革にしましても、自由という基盤にこそ学問の限りなき進歩が約束されることを知るべきであり、これを侵すことは断じて許されぬと思つておられます。(拍手)卒業生の就職困難を理由とする大学の整理などは、政府自体の無策をみずから物語るものであり、本末転倒の議論と申すべきであります。(拍手)

政府は、かくのごとく時代錯誤もはなはだしい自党の政策を固執し、しかも、形式的に臨教審のトンネルを通すことによつてこれに民主的扮装を施せようとする欺瞞策を直ちに中止し、幸いに現に存置されている中央教育審議会に必要な諮問を行い、時日をかして、教育の百年の大計を誤まることのないよう、りっぱな結論を期待すべきなのであります。中教審は、文部大臣の諮問機関とは申しながら、教育に関する基本的な制度について研究、審議する目的をもつて設置されたものでありますから、ここに教育上の重要案件

を諮問することは、いささかも不都合なことでなく、この結論に対する期待も十分に見出されると思っております。

政府は、総合的に調査審議することの必要を理由に、中教審の存在を無視し、屋上屋の臨教審を内閣に置こうとしておるのであるが、これら教育に関する諸問題内閣に置いた先例が、いかなる変革を教育の上にもたらしたかを知るときに、われわれは全くつ然とせざるを得ないのであります。大正六年、寺内内閣のもとに置かれた臨時教育会議は、学校教育の中に軍事教練を持ち込んだのであります。昭和十二年、林内閣のもとに置かれた教育審議會は、国体觀念の徹底と國民精神の作興の方途を答申し、その結果、國民学校、青年学校の誕生となり、学校はあげて皇國臣民の練成道場となり、よりよい消耗品である人間彈丸の製造工場と化したのであります。(拍手)われわれは、このような教育史上の事実から、今また内閣に置かれようとしてゐる臨教審がやがてもたらすのであろう教育上の重大なる変革に対して、強い恐怖の疑惑をぬぐい得ないのであります。

古いものに対する新しい批判と行動を危険きわまりと感ずるような狭量を描いて、それは新しいものへの転換に伴う必要な陣痛として、あたたかく見守つて、介添えの手を差し伸べてや

ることこそ必要であります。われわれは、古い世代の既成觀念を無理無体に押しつけることによつて、合理主義に希望を託して、人間の尊厳を最高にこの社会の上に築き上げようとしてゐる若い世代のたくましい意欲をむざむざも切斷して、これを圧殺しようとする、陰謀に包まれてゐる悪質きわまる臨時教育制度審議會設置法案に対し、絶対に反対をいたすものであります。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) これにて討論は終局いたしました。採決いたします。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

日程第二 外務公務員法の一部を改正する法律案(内閣提出)
○副議長(杉山元治郎君) 日程第二、外務公務員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。外務委員会理事山本利壽君。

外務公務員法の一部を改正する法律案
外務公務員法の一部を改正する法律案

外務公務員法(昭和二十七年法律第四十一号)の一部を次のように改正する。
第二條第一項第六号を同項第七号とし、同項第五号中「顧問及び隨員」を並びに特派大使、政府代表又は全權委員の顧問及び隨員」に改め、同号を同項第六号とし、同項第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 特派大使
第二條第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 この法律において「特派大使」とは、日本国政府を代表して、外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務を処理するため、外国に派遣される者をいう。

第四條の見出し中「国家公務員法等の準用」を「国家公務員法の準用等」に改め、同条中「大使及び公使、政府代表及び全權委員並びに政府代表又は全權委員の代理、顧問及び隨員」及び「大使若しくは公使、政府代表若しくは全權委員又は政府代表若しくは全權委員の代理、顧問若しくは隨員」をそれぞれ「外務職員以外の外務公務員」に改める。

第八條第二項中「政府代表及び全權委員並びにそれらの代理、顧問及

び隨員」を「第二條第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員」に改め、同項の次に次の一項を加える。
3 前項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

第九條中「解任状」の下に「外国における重要な儀式への参列に際し特派大使に携行させる信任状」を加える。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 国家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第二條第三項第十一号を次のように改める。
十一 特命全權大使、特命全權公使、特派大使、政府代表、全權委員、政府代表又は全權委員の代理並びに特派大使、政府代表又は全權委員の顧問及び隨員

3 特別職の職員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。
第一條第十六号を次のように改める。
十六 特命全權大使(以下「大使」という。)及び特命全權公使(以下「公使」という。)

外務公務員法の一部を改正する法律案に対する修正案
外務公務員法の一部を改正する法律案に対する修正

外務公務員法の一部を改正する法律案の一部を修正する。
第八條の改正に関する部分を次のように改める。
第八條第二項中「政府代表及び全權委員並びにそれらの代理、顧問及び隨員」を「第二條第一項第三号から第六号までに掲げる外務公務員」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 前項の外務公務員については、国会議員のうちから、任命することができ、この場合において、両議院一致の議決を得なければならぬ。
4 前二項の外務公務員は、その任務を終了したときは、解任されるものとする。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔山本利壽君登壇〕

○山本利壽君 ただいま議題となりました外務公務員法の一部を改正する法律案につき、外務委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。
外国における重要な儀式への参列その他臨時の重要な任務処理に当り、当該国に常駐大使あるにかかわらず、

別に本国から特派使節を派遣することは、世界各國においてしばしば行われることであり、また、当該國との親交關係増進のため非常に有効な方法であります。よつて、わが國においても、かような使節に特派大使の資格を与え、天皇の認証ある信任状を携行させることといたしたいというのであります。さうな目的のために外務公務員法を改正し、かつ、これに伴う国家公務員法及び特別職の職員の給与に関する法律の改正を行わんとするものであります。

この特派大使は、法律上、従来の政府代表及び全權委員と類似の臨時の特別職でありまして、外國における重要な儀式に参列する場合、天皇の認証ある信任状を携行することとなつており、この点において政府代表等と異なつてゐるのであります。

本法案は、二月十三日外務委員会に付託されましたので、政府側の提案理由の説明を聞き、質疑に入りました。が、質疑中において、三月六日、北澤直吉君外四名の委員から、本法案に対する修正案が提出されました。その趣旨は、原案においては、特派大使、政府代表及び全權委員等は、特別職として、国会法第三十九条ただし書きにより、兩院一致の議決によつて、内閣行政各部における各種の委員、顧問、参事その他これに準ずる職として、国会議員もこれに任ずることができると

となつております。しかし、特派大使とか全權委員等は國の公務員であり、これらの委員、顧問よりも重大な権限を持った職務であります。一方、国会議員は、国会法第三十九条本文の規定で、國務大臣、政務次官等及び別に法律で定められた場合を除いては、國の公務員を兼ねることはできないことになつております。ゆえに、そのただし書きで議決しても妥当であるかどうかにつき疑義を生じて参りますので、むしろ、外務公務員法中に一項を設けて、特派大使、全權委員等の臨時の特別職については、兩院一致の議決に基づき、国会議員のうちから任命することができると明定して、第三十九条の本文の、別に法律で定められた場合の適用を受けることにしたいというのであります。なお、これらの詳細につきましては會議録に譲ることといたしました。

かくて、三月十日、本法案並びに修正案を一括して討論が行われ、社会党を代表して穂積七郎君より、本特派大使制度の運用については十分慎重にせられたい旨の希望を付して賛成の意を表明せられ、続いて採決に入り、本修正案並びに修正部分を除いた原案は、いずれも全会一致をもって可決すべきものと議決せられました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は修正であります。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

労働保険審査官及び労働保険審査会法案(内閣提出)

○長谷川四郎君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、労働保険審査官及び労働保険審査会法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○副議長(杉山元治郎君) 長谷川君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○副議長(杉山元治郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

労働保険審査官及び労働保険審査会法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。社会労働委員長佐々木秀世君。

労働保険審査官及び労働保険審査会法案

労働保険審査官及び労働保険審査会法案

目次

第一章 労働保険審査官

第一節 設置(第一条―第六条)

第二節 審査等の手続(第七―第十四条)

第二章 労働保険審査会

第一節 設置及び組織(第二十条―第三十七条)

第二節 再審査の手続(第三十条―第五十一条)

第三章 罰則(第五十二条―第五十四条)

附則

第一章 労働保険審査官

第一節 設置

第一条 労働保険審査官(以下「審査官」といふ)は、労働者災害補償保険審査官及び失業保険審査官とする。

(設置)

第二条 労働者災害補償保険審査官は、労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号)第三十五条第一項及びけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法(昭和三十年法律第九十一号)第三十二条第一項の規定による審査の事務をつかさどらせるため、各都道府県労働基準局に置く。

2 失業保険審査官は、失業保険法(昭和二十二年法律第四十六号)第四十条第一項の規定による審査の事務をつかさどらせるため、各都道府県に置く。

(任命)

第三条 労働者災害補償保険審査官は労働省の職員のうちから、失業

保険審査官は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)附則第八条に規定する職員のうちから、労働大臣が任命する。

(職権の行使)

第四条 審査官は、公正かつ迅速にその事務を処理しなければならない。

(関係労働者及び関係事業主を代表する者の指名)

第五条 労働大臣は、都道府県労働基準局及び都道府県ごとに、関係労働者を代表する者及び関係事業主を代表する者各二人を、関係団体の推薦により指名するものとする。

(審査及び仲裁の事務)

第六条 労働者災害補償保険審査官は、第二条に規定する審査の事務のほか、労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)第八十六条第一項の規定による審査及び仲裁の事務をつかさどる。

第二節 審査等の手続

(管轄審査官)

第七条 労働者災害補償保険法第三十五条第一項又はけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定による審査の請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県労働基準局に置かれた労働者災害補償保険審査官に対してするものとする。

2 失業保険法第四十条第一項の規定による審査の請求は、原処分をした行政庁の所在地を管轄する都道府県に置かれた失業保険審査官に対してするものとする。

(請求の期間)

第八条 審査の請求は、請求人が原処分があつたことを知つた日から六十日以内になければならない。ただし、正当な理由によりこの期間内に審査の請求をすることができなかつたことを證明したときは、この限りでない。

(請求の方式)

第九条 審査の請求は、政令で定めるところにより、文書又は口頭ですることができる。

(却下)

第十条 審査の請求が不適法であつてその欠陥が補正することができないものであるときは、審査官は、決定をもつて、これを却下しなければならない。

(補正)

第十一条 審査の請求が不適法であつてその欠陥が補正することができるものであるときは、審査官は、相当の期間を定めて、補正すべきことを命じなければならぬ。ただし、その不適法が軽微なものであるときは、この限りでない。

2 審査官は、請求人が前項の期間内に欠陥を補正しないときは、決定をもつて、審査の請求を却下することができる。

(移送)

第十二条 審査の請求が管轄であるときは、審査官は、事件を管轄審査官に移送し、かつ、その旨を請求人に通知しなければならない。

2 事件が移送されたときは、はじめから、移送を受けた審査官に審査の請求があつたものとみなす。

(関係者に対する通知等)

第十三条 審査官は、審査の請求を受理したときは、原処分をした行政庁、審査の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者(以下この章において「利害関係者」という。)及び当該審査官の属する都道府県労働基準局又は都道府県につき第五条の規定により指名された者に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた者は、審査官に対して事件につき意見を述べることができる。

(原処分の執行の停止等)

第十四条 審査の請求は、原処分の執行を停止しない。ただし、審査官は、原処分の執行により生ずることのある償ふことの困難な損害を避けるため緊急の必要がある

と認めるときは、職権で、その執行を停止することができる。

2 審査官は、いつでも、前項ただし書の執行の停止を取り消すことができる。

3 執行の停止及び執行の停止の取消は、文書により、かつ、理由を附して、原処分をした行政庁に通知することによつて行ふ。

4 審査官は、執行の停止又は執行の停止の取消をしたときは、請求人及び利害関係者に通知しなければならない。

(審理のための処分)

第十五条 審査官は、審理を行うため必要な限度において、請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた者の申立により又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 請求人又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業者その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 労働者災害補償保険法第三十条第一項又はけい肺及び外傷性せき腫障害に関する特別保護法第三十二条第一項の規定による審査の請求の場合において、当該労働者に対して審査官の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

2 審査官は、他の審査官に、前項第一号又は第四号の処分を囑託することができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする審査官は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4 請求人又は第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分に違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分に違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第五号の規定による処分に違反して医師の診断を忌避したときは、審査官は、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第一項及び第二項の規定による処分は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(費用の弁償)

第十六条 前条第一項第一号若しくは第二項の規定により出頭を求められた者又は同条第一項第三号の鑑定人は、政令で定めるところにより、費用の弁償を受けることができる。

(審査手続の受継)

第十七条 請求人が、審査の決定前に死亡したときは、承継人が、審査の手続を受け継ぐものとする。

(本案の決定)

第十八条 審査官は、審査を終えたときは、審査の請求に係る原処分全部若しくは一部を取り消す決定又は審査の請求の全部若しくは一部を棄却する決定をしなければならない。

(決定の方式)

第十九条 決定は、政令で定めるところにより、文書をもつて行われなければならない。

2 審査官は、請求人及び第十三条第一項の規定により通知を受けた者に決定書の謄本を送付しなければならない。

(決定の効力発生時期)

第二十条 決定は、請求人に決定書の謄本が送付された時に、その効力を生ずる。

(決定の拘束力)

第二十一条 決定は、第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者を拘束する。
(決定の変更等)

第二十二條 決定の変更及び更正については、民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)第九十三條ノ二第一項(判決の変更)及び第九十四條第一項(判決の更正)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「判決」とあるのは「決定」と、「裁判所」とあるのは「審査官」と、「其ノ言渡後一週間内」とあるのは「其ノ決定書ノ贈本ガ請求人ニ送付セラレタル後二週間内」と、「弁論」とあるのは「審理ノ為ノ処分」と読み替へるものとする。

(政令への委任)

第二十三條 この章に定めるもののほか、審査の手續に關し必要な事項は、政令で定める。
(審査及び仲裁の手續)

第二十四條 第十三條の規定は、労働者災害補償保険審査官が第六條の審査又は仲裁の請求を受理した場合について準用する。

2 前項に定めるもののほか、第六條の審査及び仲裁の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第二章 労働保険審査会

第一節 設置及び組織

(設置)

第二十五條 労働者災害補償保険法第三十五條第一項、失業保険法第四十條第一項及びけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法第三十二條第一項の規定による再審査の事務をつかさどらせるため、労働大臣の所轄の下に、労働保険審査会(以下「審査会」といふ。)を置く。

(組織)

第二十六條 審査会は、委員三人をもつて組織する。
(委員の任命)

第二十七條 委員は、人格が高潔であつて、労働問題に關する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に關する學識経験を有する者のうちから、兩議院の同意を得て、内閣總理大臣が任命する。

2 委員の任期が満了し、又は欠員を生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のために、兩議院の同意を得ることができないときは、内閣總理大臣は、前項の規定にかかわらず、人格が高潔であつて、労働問題に關する識見を有し、かつ、法律又は労働保険に關する學識経験を有する者のうちから、委員を任命することができ

3 前項の場合においては、任命後最初の国会で、兩議院の事後の承認を求めなければならない。この場合において、兩議院の事後の承認を受けることができないときは、内閣總理大臣は、その委員を罷免しなければならない。

(任期)

第二十八條 委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることのできる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行つものとする。
(職権の行使)

第二十九條 委員は、独立してその職権を行ふ。
(身分保障)

第三十條 委員は、次の各号の一に該当する場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

- 一 禁治産、準禁治産又は破産の宣告を受けたとき。
- 二 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- 三 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

3 審査会により、心身の故障のため職務の執行ができないと認められたとき、又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められたとき。

(罷免)

第三十一條 内閣總理大臣は、委員が前条各号の一に該当するときは、その委員を罷免しなければならない。

(会長)

第三十二條 審査会に会長を置く。

会長は、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を總理し、審査会を代表する。

3 審査会は、あらかじめ、会長に故障があるときにその職務を代理する委員を定めておかなければならない。

(會議)
第三十三條 審査会は、会長及び一人以上の委員の出席がなければ、會議を開き、議決をすることができない。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
(給与)

第三十四條 委員の給与は、別に法律で定める。
(特定行為の禁止)

第三十五條 委員は、在任中、次の各号の一に該当する行為をしてはならない。

- 一 国会若しくは地方公共団体の議會の議員その他公選による公職の候補者となり、又は積極的に政治活動すること。

二 内閣總理大臣の許可のある場合を除くほか、報酬のある他の職務に従事し、又は營利事業を営み、その他金銭上の利益を目的とする業務を行ふこと。

(關係労働者及び關係事業主を代表する者の指名)
第三十六條 労働大臣は、労働者災害補償保険制度、けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護制度及び失業保険制度ごとに、關係労働者を代表する者及び關係事業主を代表する者各二人を、關係団体の推薦により指名するものとする。

(庶務)

第三十七條 審査会の庶務は、労働大臣官房で処理する。

第二節 再審査の手續

(請求の期間等)

第三十八條 再審査の請求は、第十九條第二項の決定書の贈本が送付された日から六十日以内にしなければならない。

2 第八條ただし書の規定は、前項の期間について準用する。

3 再審査の請求においては、原処分をした行政庁を相手方とする。

(請求の方式)

第三十九條 再審査の請求は、政令で定めるところにより、文書でしなければならない。
(關係者に対する通知)

第四十条 審査会は、再審査の請求

を受け受理したときは、原処分をした行政庁、再審査の結果について利害関係のある行政庁その他の第三者(以下この章において「利害関係者」という。)及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならぬ。

(参加)

第四十一条 審査会は、必要があると認めるときは、申立により又は職権で、利害関係者を当事者として再審査の手續に参加させることができる。

2 審査会は、前項の規定により利害関係者を再審査の手續に参加させるときは、あらかじめ、当事者及び当該利害関係者の意見を聞かなければならぬ。

(審理期日及び場所)

第四十二条 審査会は、審理の期日及び場所を定め、当事者及び第三十六条の規定により指名された者に通知しなければならない。

(審理の公開)

第四十三条 審理は、公開しなければならない。ただし、当事者の申立があつたときは、公開しないことができる。

(審理の指揮)

第四十四条 審理の指揮は、会長が行ふ。

(意見の陳述等)

第四十五条 当事者及びその代理人は、審理期日に出頭して意見を述べることができる。

2 第三十六条の規定により指名された者は、審理期日に出頭して意見を述べ、又は意見書を提出することができる。

(審理のための処分等)

第四十六条 審査会は、審理を行うため必要な限度において、当事者若しくは第三十六条の規定により指名された者の申立により又は職権で、次の各号に掲げる処分をすることができる。

一 当事者又は参考人の出頭を求めて審問し、又はこれらの者から意見若しくは報告を徴すること。

二 文書その他の物件の所有者、所持者若しくは保管者に対して当該物件の提出を命じ、又は提出物件を留め置くこと。

三 鑑定人に鑑定させること。

四 事件に係る関係のある事業所その他の場所に立ち入つて、事業主、従業員その他の関係者に質問し、又は帳簿、書類その他の物件を検査すること。

五 必要な調査を官公署、学校その他の団体に嘱託すること。

六 労働者災害補償保険法第三十条第一項又はけい肺及び外傷

性せき腫瘍等に關する特別保護

法第三十二条第一項の規定による再審査の請求の場合において、当該労働者に対して審査会の指定する医師の診断を受けるべきことを命ずること。

2 審査会は、委員に、前項第一号又は第四号の処分をさせることができる。

3 第一項第四号又は前項の規定により立入検査をする委員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者から求められたときは、これを提示しなければならない。

4 当事者が、正当な理由がなく、第一項第一号若しくは第二項の規定による処分を違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、若しくは虚偽の陳述若しくは報告をし、第一項第二号の規定による処分を違反して物件を提出せず、第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は第一項第六号の規定による処分を違反して医師の診断を忌避したときは、審査会は、その請求を棄却し、又はその意見を採用しないことができる。

5 第十五条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による処分について準用する。

第六十六条の規定は、第一項第一号若しくは第三号又は第二項の規定による処分があつた場合について準用する。

(調書)

第四十七条 審査会は、審理期日における経過について、調書を作成しなければならない。

2 当事者及び第三十六条の規定により指名された者は、前項の調書を開覧することができる。

(合議)

第四十八条 裁決は、審査会の合議による。

2 前項の合議は、公開しない。

(本案の裁決)

第四十九条 審査会は、審理を終えたときは、再審査の請求に係る原処分の全部若しくは一部を取り消す裁決又は再審査の請求の全部若しくは一部を棄却する裁決をしなければならない。

(準用規定)

第五十条 第十条、第十一条、第十四条、第十七条及び第十九条から第二十二条までの規定は、審査会が行う再審査の手續について準用する。この場合において、これらの規定中「審査」とあるのは「再審査」と、「審査官」とあるのは「審査会」と、「決定」とあるのは「裁決」と、「決定書」とあるのは「裁決書」と、第十七条中「請求人」とあるのは「当事者」と、第十九条及び第二十一条中「第十三条第一項」とあるのは「第四十条」と読み替へるものとする。

(政令への委任)

第五十一条 この章に定めるもののほか、審査会及び再審査の手續に關し必要な事項は、政令で定める。

第三章 罰則

第五十二条 第十五条第一項第四号若しくは第二項又は第四十六条第一項第四号若しくは第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査の手續における請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査の手續における当事者は、この限りでない。

昭和三十二年三月十三日 衆議院會議録第二十一号 労働保険審査官及び労働保険審査会法案

第五十三条 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。ただし、審査官が行う審査の手続に掲げる請求人若しくは第十三条第一項の規定により通知を受けた利害関係者又は審査会が行う再審査の手続における当事者は、この限りでない。

一 第十五条第一項第一号若しくは第二項又は第四十六条第一項第一号若しくは第二項の規定による処分を違反して出頭せず、審問に対して答弁をせず、報告をせず、又は虚偽の陳述若しくは報告をした者

二 第十五条第一項第二号又は第四十六条第一項第二号の規定による物件の所有者、所持者又は保管者に対する処分を違反して物件を提出しない者

三 第十五条第一項第三号又は第四十六条第一項第三号の規定による鑑定に際し虚偽の鑑定をした者

第五十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して、第五十二条又は前条第一号若しくは第二号の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、前二条の刑を科する。

附則
一 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。ただし、第五条中関係団体の推薦に係る部分、第二十七条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分及び第三十六条中関係団体の推薦に係る部分は、公布の日から施行する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六箇月をこえない範囲内で、政令で定める。ただし、第五条中関係団体の推薦に係る部分、第二十七条第一項中両議院の同意を得ることに係る部分及び第三十六条中関係団体の推薦に係る部分は、公布の日から施行する。

2 第二十七条第二項及び第三項の規定は、この法律の施行後最初に行われる委員の任命について準用する。

3 この法律の施行後最初に任命される委員の任期は、第二十八条第一項本文の規定にかかわらず、内閣総理大臣の定めるところによる。

第十四条第一項の表中
第十五条第一項の表中
第十六条第一項の表中

労働者災害補償
審査会

り、一人は三年とし、一人は二年とし、一人は一年とする。

4 労働者設置法(昭和三十四年法律第六十二号)の二部を次のように改正する。
第六条第二項第七号の次に次の一号を加える。
十一の二 労働保険審査会に關すること。

第十一号中「労働基準監督官研修所」を「労働基準監督官研修所」に改める。
第十三条の前に次の一条を加える。

(労働保険審査会)
第十二条の四 労働保険審査会の組織、所掌事務及び権限は、労働保険審査官及び労働保険審査会法(昭和三十一年法律第...号)の定めるところによる。

失業保険審査会
失業保険金の支給その他失業保険に關する失業保険審査官の決定について不服の申立を審査するとともに、失業保険料その他失業保険法の規定による徴収金の賦課又は徴収の処分に対する訴訟を審査すること。

労働者の業務上の負傷、疾病又は死亡の認定、療養の方法、補償金額の決定その他労働基準法の定める災害補償の実施に關する異議の申立を審査又は仲裁すること。

労働者災害補償
保険審査会

5 労働者災害補償保険法の一部を次のように改正する。
第三十五条第一項中「保険審査官」を「労働者災害補償保険審査官」に、「労働者災害補償保険審査会」に審査を請求し、その決定に不服のある者」を「労働保険審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者」に改め、同条第二項中「審査」を「審査又は再審査」に改める。

第三十六条を次のように改める。
第三十六条 削除

第三十八条及び第三十九条を次のように改める。
第三十八条及び第三十九条 削除

第四十条を次のように改める。
第四十条 訴の提起、第三十五条の二の審査の請求又は訴訟は、裁決書の交付又は処分若しくは決定の通知を受けた日から六十日以内に、これをしなければならぬ。この場合において、審査の請求については、訴訟法第八条第三項の規定を準用する。
第四十一条を次のように改める。

労働者災害補償保険の保険給付及びけがれ肺及び外傷性せき腫瘍に關する特別保護法の規定による給付に關する決定についての不服の申立を審査すること。

第四十一条 削除

6 失業保険法の一部を次のように改正する。
第四十条第一項中「失業保険審査会」に審査を請求し、その決定に不服のある者」を「労働保険審査会に審査を請求し、その決定に不服のある者」に改め、同条第二項中「審査」を「審査又は再審査」に改め、同条に次の一項を加える。
被保険者の資格の得喪の確認に關する処分が確定したときは、その処分についての不服を当該処分に基づく失業保険金の支給に關する処分についての不服の理由とすることができない。
第四十一条を次のように改める。

第四十一条 削除
第四十二条第二項を削る。
第四十三条及び第四十四条を次のように改める。
第四十三条及び第四十四条 削除
第四十五条前段中「審査の請求」を削り、同条後段を削る。
第四十六条を次のように改める。
第四十六条 削除
第五十三条第八号及び第五十四

第四十一条 削除
第四十二条第二項を削る。
第四十三条及び第四十四条を次のように改める。
第四十三条及び第四十四条 削除
第四十五条前段中「審査の請求」を削り、同条後段を削る。
第四十六条を次のように改める。
第四十六条 削除
第五十三条第八号及び第五十四

第四十一条 削除
第四十二条第二項を削る。
第四十三条及び第四十四条を次のように改める。
第四十三条及び第四十四条 削除
第四十五条前段中「審査の請求」を削り、同条後段を削る。
第四十六条を次のように改める。
第四十六条 削除
第五十三条第八号及び第五十四

第四十一条 削除
第四十二条第二項を削る。
第四十三条及び第四十四条を次のように改める。
第四十三条及び第四十四条 削除
第四十五条前段中「審査の請求」を削り、同条後段を削る。
第四十六条を次のように改める。
第四十六条 削除
第五十三条第八号及び第五十四

条第二号中「第四十一条第二項又は」を削る。

7 けい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「労働者災害補償保険法第三十五条の保険審査官」を「労働者災害補償保険審査官」に、「同条の労働者災害補償保険審査会に審査を請求し、その決定に不服がある者」を「労働保険審査会に再審査を請求し、その裁決に不服がある者」に改め、同条第二項中「審査」を「審査又は再審査」に改める。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十六条前段中「審査の請求若しくは」を削る。

第三十七条中「第三十二条若しくは」を削る。

8 労働基準法の「部」を次のように改正する。

第八十五条第二項の次に次の一項を加える。

第一項の規定により審査若しくは仲裁の請求があつた事件又は前項の規定により行政官庁が審査若しくは仲裁を開始した事件については、行政官庁は、当該事件については、審査又は仲裁をしない。

件については、審査又は仲裁をしない。

第八十六条の見出しを削り、同条第一項中「労働者災害補償審査会」を「労働者災害補償保険審査官」に改める。

第八十六条第二項を次のように改める。

前条第三項の規定は、前項の規定により審査又は仲裁の請求があつた場合に、これを準用する。

第八十六条第三項及び第四項を削る。

第九 特別職の職員に關する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)の一部を次のように改正する。

第一条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の三 労働保険審査会委員

別表第一中「社会保険審査会の委員長及び委員」を「社会保険審査会の委員長及び委員、労働保険審査会の委員長及び委員」に改める。

10 この法律の施行前に、改正前の労働者災害補償保険法、改正前のけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法若しくは改正前の失業保険法又はこれらの法律に基く命令の規定により、保険審査官又は失業保険審査官がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続でこの法律に相当する規定のあるものは、政令で定めるところにより、この法律の規定により労働者災害補償保険審査官又は失業保険審査官がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

11 この法律の施行前に、改正前の労働者災害補償保険法、改正前のけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法若しくは改正前の失業保険法又はこれらの法律に基く命令の規定により、労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査会がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続でこの法律に相当する規定のあるものは、政令で定めるところにより、この法律の規定により審査会がした再審査の請求の受理、再審査の裁決その他の手続とみなす。

12 この法律の施行前に、改正前の労働基準法第八十六条の規定により労働者災害補償審査会がした審査又は仲裁の請求の受理その他の行為は、改正後の労働基準法第八十六条の規定により労働者災害補償保険審査官がした審査又は仲裁の請求の受理その他の行為とみなす。

13 (訴訟に關する経過措置) 労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、審査会が受け継いだものとみなす。

14 第十一項又は前項の規定により審査会を被告として労働者災害補償保険審査会がした違法な処分は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第四条の規定にかかわらず、その処分をした労働者災害補償保険審査会が所在した地の裁判所の専属管轄とする。

15 労働者災害補償審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、当該労働者災害補償審査会が置かれていた都道府県労働基準局の労働者災害補償保険審査官が受け継いだものとみなす。

16 (従前の行為に対する罰則の適用) この法律の施行前にした改正前の労働者災害補償保険法又は改正前の失業保険法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

13 (訴訟に關する経過措置) 労働者災害補償保険審査会又は失業保険審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、審査会が受け継いだものとみなす。

14 第十一項又は前項の規定により審査会を被告として労働者災害補償保険審査会がした違法な処分は、行政事件訴訟特例法(昭和二十三年法律第八十一号)第四条の規定にかかわらず、その処分をした労働者災害補償保険審査会が所在した地の裁判所の専属管轄とする。

15 労働者災害補償審査会を被告とする訴訟で、この法律の施行の際、現に裁判所に係属しているものは、この法律の施行の日に、当該労働者災害補償審査会が置かれていた都道府県労働基準局の労働者災害補償保険審査官が受け継いだものとみなす。

16 (従前の行為に対する罰則の適用) この法律の施行前にした改正前の労働者災害補償保険法又は改正前の失業保険法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお、従前の例による。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔佐々木秀世君〕
○佐々木秀世君 たいだいま議題となりました労働保険審査官及び労働保険審査会法案について、社会労働委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。

労働者災害補償保険及び失業保険等、いわゆる労働保険制度における審査機関の従来における運用の実績にかんがみ、審査の統一ある運用をはかるとともに、その迅速適正化を期せんとするの、政府の本法案提出の理由であります。

次に、そのおもなる点について申し上げます。第一は、第一審の審査官の段階については、現行制度をほぼそのまま取り入れ、審査官が審査を行うに当り、労使の代表が当該事案につき意見を述べる機会を保障する制度を採用いたしましたことであります。

第二は、第二審として労働省に労働保険審査会を置き、審査官の決定に不服ある場合、再審査を行うこととしたのであります。その機構については、従来三者構成を改め、内閣総理大臣が国会の同意を得て任命する委員三名をもってこれに充てることとしたのであります。この場合も、各保険ごとに労使の代表者が意見を述べ、あるいは意見書を提出できることを保障いたしましたのであります。

労働者災害補償保険法、改正前のけい肺及び外傷性せき腫障害に關する特別保護法若しくは改正前の失業保険法又はこれらの法律に基く命令の規定により、保険審査官又は失業保険審査官がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続でこの法律に相当する規定のあるものは、政令で定めるところにより、この法律の規定により労働者災害補償保険審査官又は失業保険審査官がした審査の請求の受理、審査の決定その他の手続とみなす。

昭和三十一年三月十三日 衆議院會議録第二十一号 議長の報告

第三は、審査または再審査の手續について、労働者及び事業主の権利救済の万全を期し、現在政令で定められてある事項を法律に規定することともに、その整備充実をはかることといたしたことであります。

本案は、二月十五日日本委員会に付託せられ、同二十一日倉石労働大臣より提案理由の説明を聴取、慎重審議の後、三月七日質疑を終了し、本十三日の委員会において討論に入りましたところ、自由民主党を代表して大坪保雄君より原案に賛成する旨の意見が述べられ、日本社会党を代表して岡本隆一君及び小会派クラブを代表して中原健次君より、それぞれ原案に反対する旨の意見が述べられたのであります。次いで採決に入りましたところ、多数をもって原案の通り可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○副議長(杉山元治郎君) 採決いたしました。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○副議長(杉山元治郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

○副議長(杉山元治郎君) 本日はこれにて散会いたします。

午後四時三分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 鳩山 一郎君
文部大臣 清瀬 一郎君
労働大臣 倉石 忠雄君
國務大臣 太田 正孝君
出席政府委員
内閣官房長官 根本龍太郎君
法制局長官 林 修三君
自治庁行政部長 小林與三次君
外務政務次官 森下 國雄君
文部省初等中等教育局長 緒方 慎一君

朗読を省略した報告

一、去る九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
鉄道抵当法の一部を改正する法律
公有林野官行造林法の一部を改正する法律

一、去る九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
国立学校設置法の一部を改正する法律
日本学士院法

一、去る十日内閣から、地方交付税法第七条の規定に基き、昭和三十一年度地方団体の歳入歳出の総額の見込額書を受領した。

一、去る十日益谷議長は鳩山内閣総理大臣申出の、次の者を政府委員に任命することを承認した。
外務省移住局長 矢口 龍藏
厚生大臣官 房総務課長 小山進次郎

厚生省公衆衛生局長

局環境衛生部長 楠本 正康
厚生省医務局長 河野 鏡雄
大蔵省主計局長 中尾 博之
規課長事務代理 博之
通商産業省 榑詰 誠明
通商局長次長 榑詰 誠明

一、外務省移住局長事務代理石井喬は去る五日局長事務代理を免ぜられたので、その政府委員は自然消滅になった。
一、昨十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

一、鳩山内閣総理大臣から益谷議長宛、去る十日議長において承認した矢口龍藏外五名を昨十二日政府委員に任命した旨の通知を受領した。
一、昨十二日衆議院規則第十四条但書の規定により議長において議席を次の通り変更した。

三 福岡第一区 選出議員
三二一 楠本登美三郎君
三一九 首藤 新八君
三二九 井出一太郎君
三三〇 三木 武吉君
三三一 大野 伴陸君
三三二 石井光次郎君
三三三 植原悦二郎君
三三四 大藪 健君
三三五 田子 一民君
三三六 粟山 博君

内閣委員

三三七 北 吟吉君
三三八 前田房之助君
三三九 川島正次郎君
三四〇 山口喜久一郎君
三四一 南條 徳男君

一、去る九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
江崎 眞澄君 高橋 等君
辻 政信君 床次 徳二君
福井 順一君 下川儀太郎君
三宅 正一君 白井 莊一君
加藤 精三君 永田 亮一君
坊 秀男君 森 清君

地方行政委員
永田 亮一君 森 清君
加賀田 進君 坂本 泰良君
辻 政信君 福井 順一君
外務委員 赤松 勇君
大蔵委員 下平 正一君
社会労働委員
越智 茂君 稻村 隆一君
農林水産委員
伊瀬幸太郎君 山下 榮二君
商工委員 永井勝次郎君
運輸委員 横山 利秋君
通信委員 井手 以誠君
建設委員
久野 忠治君 山下 榮二君
伊瀬幸太郎君

一、去る九日議長において、次の常任委員の補欠を指名した。

内閣委員

加藤 精三君 坊 秀男君
森 清君 白井 莊一君
永田 亮一君 永井勝次郎君
稻村 隆一君 床次 徳二君
江崎 眞澄君 福井 順一君
高橋 等君 辻 政信君
地方行政委員
福井 順一君 辻 政信君
井手 以誠君 赤松 勇君
森 清君 永田 亮一君
外務委員 坂本 泰良君
大蔵委員 横山 利秋君
社会労働委員 三宅 正一君
久野 忠治君
農林水産委員
山下 榮二君 伊瀬幸太郎君
商工委員 下川儀太郎君
運輸委員 下平 正一君
通信委員 加賀田 進君
建設委員
越智 茂君 伊瀬幸太郎君
山下 榮二君

一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。
内閣委員
内閣委員 永井勝次郎君
地方行政委員
櫻内 義雄君 松田竹千代君
法務委員 池田 清志君 池田正之輔君
外務委員 芦田 均君 池田正之輔君
植原悦二郎君 園田 直君

一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

一、去る十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

高岡 大輔君 並木 芳雄君

松田竹千代君 相川 勝六君

池田 清志君 加藤 精三君

高村 坂彦君 櫻内 義雄君

松澤 雄藏君 山本 勝市君

文教委員 加藤 精三君 高岡 大輔君

商工委員 山本 勝市君 下川儀太郎君

植原悦二郎君

予算委員 相川 勝六君 芦田 均君

一、去る十日議長において、次の通り

常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 下川儀太郎君

地方行政委員 櫻内 義雄君

松田竹千代君

法務委員 池田 清志君

池田正之輔君

外務委員 相川 勝六君 池田 清志君

山本 勝市君 松澤 雄藏君

加藤 精三君 高村 坂彦君

櫻内 義雄君 芦田 均君

池田正之輔君 高岡 大輔君

並木 芳雄君 松田竹千代君

園田 直君 植原悦二郎君

文教委員 高岡 大輔君 加藤 精三君

商工委員 植原悦二郎君 永井勝次郎君

山本 勝市君

予算委員 芦田 均君 相川 勝六君

一、昨十二日法務委員会において、次

の通り理事を補欠選任した。

理事 池田 清志君 (理事池田清

志君去る十日委員辞任に

つきその補欠)

一、昨十二日議長において、次の常任

委員の辞任を許可した。

内閣委員 横井 太郎君

地方行政委員 赤松 勇君

法務委員 田村 元君

社会労働委員 小川 半次君 田中 稔男君

三宅 正一君 八木 一男君

森本 靖君

商工委員 多賀谷眞穂君

通信委員 森本 靖君 八木 一男君

一、昨十二日議長において、次の通り

常任委員の補欠を指名した。

内閣委員 田村 元君

地方行政委員 田中 稔男君

法務委員 横井 太郎君

社会労働委員 川崎 秀二君 赤松 勇君

多賀谷眞穂君 森本 靖君

八木 一男君

商工委員 三宅 正一君

通信委員 八木 一男君 森本 靖君

一、昨十二日議長において、次の特別

委員の辞任を許可した。

行政監察特別委員 荒船清十郎君 菊池 義郎君

田中 彰治君 山本 正一君

米田 吉盛君 青野 武一君

阿崎 英城君 高村 坂彦君

瀬戸山三男君 二階堂 進君

松澤 雄藏君 辻原 弘市君

一、昨十二日議長において、次の通り

特別委員の補欠を指名した。

行政監察特別委員 松澤 雄藏君 阿崎 英城君

二階堂 進君 瀬戸山三男君

高村 坂彦君 辻原 弘市君

菊池 義郎君 米田 吉盛君

山本 正一君 田中 彰治君

荒船清十郎君 青野 武一君

一、社会労働委員長から提出した次の

公聴会開会承認要求に対し、議長は

去る八日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

健康保険法等の一部を改正する

法律案(内閣提出第七八号)

一、意見を聞こうとする問題

健康保険法等の一部を改正する

法律案について

右によつて公聴会を開きたいから衆

議院規則第七十八条により承認を求

める。

昭和三十一年三月七日

社会労働 委員長 佐々木秀世

衆議院議長益谷秀次殿

一、内閣委員長から提出した次の公聴

会開会承認要求に対し、議長は去る

九日これを承認した。

公聴会開会承認要求書

一、公聴会を開こうとする議案

憲法調査会法案(岸信介君外六

十名提出、衆法第一号)

一、意見を聞こうとする問題

憲法調査会法案について

右によつて公聴会を開きたいから衆

議院規則第七十八条により承認を求

める。

昭和三十一年三月九日

内閣委員長 山本 象吉

衆議院議長益谷秀次殿

一、去る九日内閣から提出した議案は

次の通りである。

宮内庁法の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律

案

行政機関職員定員法の一部を改正す

る法律案

一、去る九日委員会に付託された議案

は次の通りである。

宮内庁法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一〇七号)

行政機関職員定員法の一部を改正す

る法律案(内閣提出第一〇九号)

以上二件 内閣委員会 付託

地方財政法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第一〇八号) 地方行政委員会 付託

違憲裁判手続法案(鈴木茂三郎君外

十二名提出、衆法第一三三号)

法務委員会 付託

物品税法を廃止する法律案(春日一

幸君外十二名提出、衆法第一五号)

酒税法の一部を改正する法律案(春

日一幸君外十二名提出、衆法第一六

号)

外資に関する法律の一部を改正する

法律案(春日一幸君外十二名提出、

衆法第一七号)

銀行法の一部を改正する法律案(春

日一幸君外十二名提出、衆法第一八

号)

以上四件 大蔵委員会 付託

地方教育行政の組織及び運営に関す

る法律案(内閣提出第一〇五号)

地方教育行政の組織及び運営に関す

る法律の施行に伴う関係法律の整理

に関する法律案(内閣提出第一〇六

号)

以上二件 文教委員会 付託

一、去る九日予備審査のため内閣から

送付された議案は次の委員会に付託

された。

公共企業体等労働関係法の一部を改

正する法律案(内閣提出第九四号)

(予) 社会労働委員会 付託

一、去る九日参議院に送付した内閣提

出案は次の通りである。

臨時船舶建造調整法の一部を改正す

る法律案 食糧管理特別会計の昭和三十年度に

昭和三十一年三月十三日 衆議院会議録第二十一号 議長報告

昭和三十一年三月十三日 衆議院會議録第二十一号 議長の報告

おける損失をうめるための措置に関する法律案

漁船再保険特別会計における給与保険の再保険事業について生じた損失をうめるための一般会計からの繰入金に関する法律案

住宅金融公庫法の一部を改正する法律案

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案

一、去る九日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。違憲裁判手続法案(鈴木茂三郎君外十二名提出)

酒税法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出)

外資に関する法律の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出)

銀行法の一部を改正する法律案(春日一幸君外十二名提出)

物品税法を廃止する法律案(春日一幸君外十二名提出)

一、去る九日参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。

鉄道抵当法の一部を改正する法律案

公有林野官行造林法の一部を改正する法律案

一、去る九日参議院において、次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

明治三十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

日本学士院法案

一、去る十日内閣から提出した議案は次の通りである。

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案

地方自治法の一部を改正する法律案

一、去る十日委員会に付託された議案は次の通りである。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(黒金泰美君外一名提出、衆法第一九号)

内閣委員会 付託

日本国有鉄道法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一〇号)

運輸委員会 付託

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(小坂善太郎君外五名提出、衆法第二〇号)

建設委員会 付託

一、去る十日予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

国家公務員に対する寒冷地手当及び石炭手当の支給に関する法律の一部を改正する法律案(黒金泰美君外一名提出)

積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法案(小坂善太郎君外五名提出)

一、昨十二日内閣から提出した議案は次の通りである。

原子燃料公社法案

核原料物質開発促進臨時措置法案

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案

性病予防法等の一部を改正する法律案

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案

一、昨十二日参議院から受領した内閣提出案は次の通りである。

漁港法の一部を改正する法律案

一、昨十二日予備審査のため内閣から送付された次の議案を受領した。

社会福祉事業法の一部を改正する法律案

関税法等の一部を改正する法律案

国有財産法の一部を改正する法律案

一、昨十二日委員会に付託された議案は次の通りである。

身体障害者福祉法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一五号)

性病予防法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一六号)

母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一一九号)

以上三件 社会労働委員会 付託

漁港法の一部を改正する法律案(内閣提出第九〇号)(参議院送付)

原子燃料公社法案(内閣提出第一二二号)

核原料物質開発促進臨時措置法案

(内閣提出第一一三号)

以上二件 科学技術振興対策特別委員会 付託

一、昨十二日予備審査のため内閣から送付された議案は次の委員会に付託された。

関税法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一一七号)(予)

国有財産法の一部を改正する法律案(内閣提出第一一八号)(予)

以上二件 大蔵委員会 付託

社会福祉事業法の一部を改正する法律案(内閣提出第一二四号)(予)

一、昨十二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

以上二件 社会労働委員会 付託

一、昨十二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

以上二件 社会労働委員会 付託

一、昨十二日参議院において、次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。

特殊土じょう地帯災害防除及び振興臨時措置法の一部を改正する法律案

以上二件 社会労働委員会 付託

二七二

衆議院會議録第十一号中正誤

頁段行 誤 正

二六 一表中 ヴイルス ウイルス

二五 八中 ヴイルス ウイルス

二四 九中 ヴイルス ウイルス

二三 一〇中 ヴイルス ウイルス

二二 一八中 ヴイルス ウイルス

二一 一八中 ヴイルス ウイルス

二〇 一八中 ヴイルス ウイルス

一九 一八中 ヴイルス ウイルス

一八 一八中 ヴイルス ウイルス

一七 一八中 ヴイルス ウイルス

一六 一八中 ヴイルス ウイルス

一五 一八中 ヴイルス ウイルス

一四 一八中 ヴイルス ウイルス

一三 一八中 ヴイルス ウイルス

一二 一八中 ヴイルス ウイルス

定価一部 十五円
發行所 東京都新宿区西本町一五
大蔵省印刷局
電話九段四三二一、三三、三九